

事業主の皆さんへ

毎月勤労統計調査のお願い

毎月勤労統計調査は、賃金や労働時間、雇用の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づいて厚生労働省が実施している、国の中でも重要な統計調査です。調査は事業所単位で行います。

調査は、2種類あります

5人以上の労働者を雇用する事業所対象

毎月勤労統計調査

毎月実施

1~4人の労働者を雇用する事業所対象

毎月勤労統計調査 特別調査

年1回(7月)実施

調査対象の事業所は、一定のルールに基づいて、無作為に選ばれます。

調査対象に選ばれた事業所の皆さんには、
調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査で知り得た内容の
秘密保護は
万全です！



調査の結果は、
景気の判断や、
社会保障制度を
検討するときの
資料として使わ
れます。

毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃん きんちゃん」

◆ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください ◆

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →
7. 雇用 → 毎月勤労統計調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>



厚生労働省・都道府県

事業所の皆さんへ

毎月勤労統計調査特別調査の 準備のための調査のお願い

厚生労働省
都道府県

お忙しいところ、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

この度、毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。

調査に先立ち、統計調査員が皆様の事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などを尋ねる「準備のための調査」を実施いたします。

「準備のための調査」では、指定した調査区の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を整理するためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。

また、統計調査員は知事が任命した公務員であり、調べた事がらについて他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計結果を出すために、まず、事業所名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問には、ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

毎月勤労統計調査 特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（雇用、給与及び労働時間の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、国民経済計算(GDP統計)の作成や中小企業施策の企画・立案など、小規模事業所で働く労働者のための諸施策の基礎資料として役立てられています。

なお、この調査は国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「基幹統計調査」とされています。

調査の流れ

厚生労働省

調査区の指定



<準備のための調査>

統計調査員

調査区内の最新の事業所名簿を作成
(事業活動の内容、労働者数などを
お尋ねします)。



統計調査員

調査区内の常用労働者数が1～4人の全ての
事業所に対して

統計を作成する目的
以外に使用すること
は絶対にありません。

常用労働者ごとの性別、通勤・住込みの別、
家族労働者であるかどうかの別、年齢、
勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、
きまって支給する現金給与額、
年間の特別給与額

について調査いたします。



厚生労働省

統計作成



基幹統計調査とは？

A

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき
承認された統計調査のことです。

調査対象になった事業所は、統計法により調査に回答しなければなりませんが、一方で
調査した内容についての秘密の保護などについては厳重な規定が定められています。
国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサス等も基幹統計調査です。

ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。

〒221-0835
横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
かながわ県民センター5階
神奈川県統計センター
労働統計課
電話 045(313)7214(直通)



毎月労働統計調査特別調査
イメージキャラクター
「とくちゃん」

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省毎月労働統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関すること) 内線7631、7605

(調査の企画に関すること) 内線7609、7610



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

毎月労働統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7. 雇用 → 毎月労働統計調査(特別調査) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>